

平成 19 年 12 月 3 日

中央教育審議会

教育振興基本計画特別部会長 三 村 明 夫 様

全国特別支援学校長会

会長 三 苫 由 紀 雄

中央教育審議会教育振興基本計画特別部会の「検討に当たっての基本的な考え方について」
及び「重点的に取り組むべき事項について」についての意見

教育振興基本計画特別部会におかれましてこの間の精力的なご検討に敬意を表するとともに、本会にこのような意見表明の機会をいただいたことに感謝いたします。

さて、平成 18 年 12 月に施行された教育基本法の第 4 条の 2 の「国および地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」と示されました。教育振興基本計画の「検討に当たっての基本的な考え方について」や「重点的に取り組むべき事項について」の中にも、特別支援教育についての記述をしていただき感謝いたします。さらに特別支援教育を推進していくという観点に立って、いくつか意見を述べさせていただきます。

検討に当たっての基本的な考え方について（案）

「（２）教育の使命」に文部科学省初等中等教育局長の「特別支援教育の推進について(通知)」(平成 19 年 4 月 1 日)にある「特別支援教育の理念」については、教育振興基本計画においての基本的な考え方に反映していただけるとありがたいと思います。

< 参考 > 特別支援教育の理念「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、わが国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。」

重点的に取り組むべき事項について（案）

1 社会全体で教育の向上に取り組む

（１）学校・家庭・地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる

○小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等及び特別支援学校の児童生徒等については、個別の教育支援計画を策定し、特別な教育ニーズに対応した効果的な指導に資するため、学校、家庭、地域の連携と医療、福祉、労働等の関係機関の連携協力の強化が必要です。「障

害のある子どもたちを生涯にわたって支援するという視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取り組みを含めた『個別の教育支援計画』を活用した効果的な支援を進める。」ことが重要であると考えます。

- 放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくりについては、障害のある児童生徒にも同様に必要です。障害のある児童生徒も当然含まれているとは思いますが、明記していただくことで取組が進んでいくことと思います。

- 企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大については、「企業等に対し、特別支援教育についての理解を図る場を設けるとともに、障害のある人の雇用を働きかける。同時に産業界と積極的に連携して、特別支援学校卒業後の就業支援を行う。」ことも重要な点と考えます。

(2) 家庭の教育力を向上させる

- 子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の充実方策として、家庭での養育が困難な障害のある子どもの早期からの相談支援のための相談支援体制の整備が必要であると考えます。

(3) 人材育成に関する社会のニーズに応える

- 地域の教育力を活用し、キャリア教育・職業教育、ものづくりなど実践的教育の充実を図ることは、特別支援学校においても重要です。特に、特別支援学校高等部の職業教育の充実のために、新たに「特別支援学校高等部卒業後の職業自立を推進するため、特別支援学校の職業教育を充実する。特別支援学校と地域産業界との連携による、インターンシップの場の拡大を関係省庁が連携して支援する。障害者の雇用につながるように職業教育の内容を改善する。」というような記述の検討をお願いしたい。

(4) いつでもどこでも学べる環境をつくる

地域の学習拠点としての公民館等の機能の充実

- 社会教育施設の機能の充実を図り、障害のある幼児児童生徒も利用しやすいような内容や体制を図っていただきたい。

地域の自立支援のための学習やボランティア活動の促進

- 障害のある人となない人が共に生活する共生社会の実現の視点で、障害のある児童生徒の地域での活動や障害者施設等のボランティア活動を推奨していただきたい。

2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

(1) 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

学習指導要領の改訂と着実な実施

- 特別支援学校のセンター的機能が十分発揮されるように、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に障害のある幼児児童生徒が在籍している場合、特別支援学校の学習指導要領を必要に応じて参考にし、指導内容・方法を活用していくことができるよう検討していただきたい。

教科書の質・量の一層の充実

○センター的機能による学習支援を効果的かつ円滑に進めるために、障害のある児童生徒の学習上の配慮についてのガイドラインを作成していただきたい。

○特別支援学校の教科書についても、障害特性を十分考慮したものが必要であると考えます。特に、知的障害の児童生徒の教科書については、社会的自立を考慮し、一層の充実を図っていただきたい。

（２）規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる

○職業観・勤労観や知識・技能をはぐくむ教育（キャリア教育・職業教育）の充実について、「特に、中学校を中心とした職場体験活動」とありますが、特別支援学校においても職業教育が重要であることを示していただくことは、障害のある生徒の職業教育の充実を図ることになると考えます。

○障害のある児童生徒の理解を図るための様々な取組を一層推進するため、「特別支援教育理解啓発推進校」等の指定などによる実践研究とその成果の普及を図っていただきたい。

（３）優秀な教員を養成・確保するとともに、一人一人の子どもに教員が向き合える環境をつくる

○教育課題に対応するために必要な教職員定数の措置等の中に、特別支援学校における特別支援教育コーディネーターの配置のための定数措置が図られるような記述をご検討いただきたい。

○教員養成・研修の充実について、特別支援学校及び特別支援学級教員にたいして特別支援学校教諭免許状取得のための認定講習の拡充が図られるようにしていただきたい。

○教員免許更新制の円滑な実施について、研修内容に特別支援教育を含め、障害理解とともに障害に対する配慮や指導内容、方法の理解充実が図れるようにしていただきたい。

（４）教育委員会の活動の充実を促進するとともに、学校の組織運営体制を確立し、学校教育を充実させる

○特別支援教育の推進のために、各都道府県に特別支援教育センターの設置と充実を図っていただきたい。センターの機能として、相談、支援、研修、情報収集・情報提供や関係機関との情報交換等、小中学校等と特別支援学校及び、保護者、就労関係機関などのニーズに対応できるようにしていく必要があると考えます。

（５）幼児期における教育を充実する

○幼児教育全体の質の向上について、障害のある子どもの早期発見、早期支援と保護者への相談・支援ができるように特別支援教育コーディネーターの配置、養成が必要であると考えます。

（６）特別なニーズに対応した教育を充実する

○特別支援教育の充実について、次の内容をご検討いただきたい。

発達障害幼児の支援体制の整備のため、全国の市町村の児童家庭相談担当課及びその実施機関に専門職を配置することが必要であると考えます。

発達障害児童生徒の職業準備教育、就労支援体制の整備とともに、進路指導や就労支

援等の推進について、ご検討いただきたい。

高等学校における発達障害を対象とした通級による指導など、支援体制が必要であると考えます。

特別支援学級において、通級による指導の対象とされた自閉症に特化した教育を行う学級を設置できるようにしていただきたい。

自閉症に特化した学校として、実践研究を進めている筑波大学附属久里浜特別支援学校の成果を踏まえ、各都道府県に自閉症に特化した学校を設置できるようにするなどし、自閉症に対するセンター的機能が発揮できるようにすることも重要である。

特別支援教室に関する制度については、検討結果を早急に出して実現に向けて具体的な作業に移っていただきたい。

○外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育の充実では、発達障害の児童生徒への配慮や相談支援を充実させることも記載していただきたい。

3 教養の厚みを備えた知性あふれる人間を養成し、社会の発展を支える

(5) 大学教育の質の向上・保証を推進する

○大学における障害のある学生に対する支援のあり方、施設の整備等についても配慮いただきたい。

4 安全・安心で質の高い教育環境を整備する

(1) 安全・安心な教育環境を実現する

○バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方から、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の教育機関の校内教室施設の表示の標準化を図ることは、交流及び共同学習の促進や特別支援教育に対する理解を促進するためにも重要であると考えます。

(2) 質の高い教育を支える環境を整備する

○IT化の整備を進め、障害のある児童生徒の情報収集や情報交換の機能が拡大できるようにしていただきたい。

(4) 教育費負担を軽減する

○特別支援学校における就学奨励費の堅持、私学助成の充実を図っていただきたい。